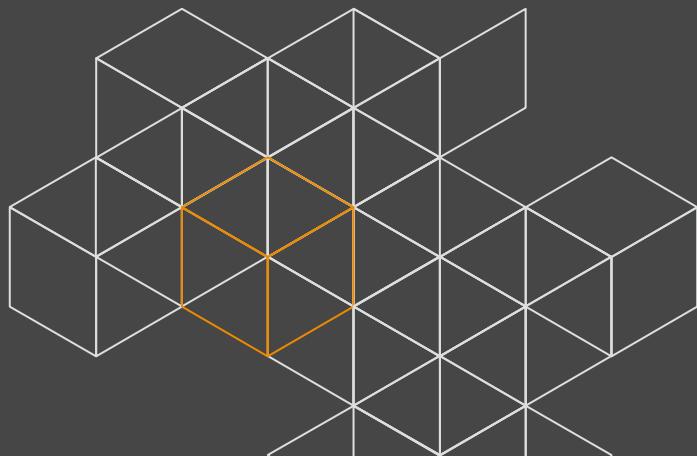




PwCベトナム ニュースブリーフ

みなし輸出入取引（In-country import and export取引）の廃止案について



詳細

2023年5月29日、税関総局(以下、GDC)は、みなし輸出入取引について、政令08/2015/ND-CP第35条の改正案に関するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号および2588/TCHQ-GSQL号を発行しました。

政令08/2015の第35条において、みなし輸出入取引は以下のように定義されています。

- (i) 海外企業との製造委託契約によりベトナム国内で生産され、ベトナムの組織または個人に販売される取引
- (ii) ベトナム企業と、ベトナムに拠点を持たない海外の組織または個人との売買取引で、海外の貿易業者とベトナム国内の他の企業との取り決めに基づき製品が引き渡される、または受け取られる取引、等

GDCは、上記第35条に規定されるみなし輸出入取引を廃止し、当該取引を国内取引として扱うものとする改正案を提案しました。またその場合、関係する海外貿易業者は、納税義務を果たすためにベトナムにおいて代理人を任命する必要があります。

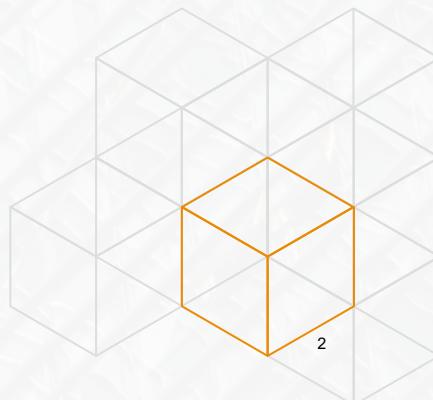
当該提案が承認された場合、みなし輸出入取引に関わる企業、特に海外との無償支給取引や有償支給取引に関わる企業に大きな影響を与えることが予想されます。

輸出手手続きの変更に加え、輸入原材料にかかる輸入関税の免税・還付や、海外企業に販売されたものの別のベトナム企業に直接引き渡しされた製品に適用されるVATの取り扱いをどうするかなど、他にも大きな問題があります。

これらの多くの問題は政府による慎重な検討と解決が必要となるため、継続的にフォローアップを行い、重要な進展があった場合には最新情報を伝えいたします。

政府がこの提案を検討し、新たな政策を策定するのを待つ間に、各企業では現在のビジネスモデルを再確認し、自社の事業への潜在的な影響を分析することが推奨されます。

もしサポートが必要な場合は、弊社までご連絡ください。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細についてはお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai

ディレクター

+84 90 175 5377

shimpei.imai@pwc.com

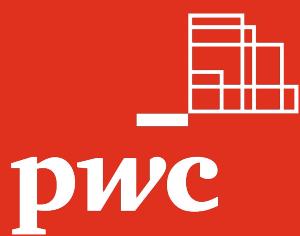


小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure

シニアマネージャー

+84 32 543 6850

kogure.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn
[\(Link\)](#)

